



# 熊本地震へ災害派遣

**岐阜市派遣職員には被災者に寄り添った、活躍が期待されています**

14日の震度7の熊本地震は、その後も大きな地震が継続して発生しており、東北の大震災と様相が少し異なるようです。「長期化」との意見も聞かれます。14日には都市防災部が情報収集体制1名設定、16日に水道部が4t給水車と職員3名出動、更に追加2名も出動しています。18日には市民病院災害派遣医療チーム(DMAT)6名出動。まちづくり推進部から被災建築物応急危険度判定士としては第一次派遣21日、二次派遣25日とすでに二次までも派遣(5名)されています。

## 危険と混乱と困難業務

第一陣が帰岐しています。とりわけ第一陣は、混乱状態の現場へ駆けつけることになり大変だったと思います。現地の指令指示体制も混乱しており、救援業務も初期は円滑に機能していないようです。

熊本市内には宿舎を設定できないため、給水派遣者は佐賀県を宿泊場所とし、破壊された一般道を片道3~4時間かけて熊本市内へ毎日通って給水業務。業務後に3~4時間かけて宿舎に帰る活動とのことです。その間も強震度の地震が継続し、大変危険。ですが、被災者からは感謝の言葉や、逆に差し入れなどもして頂く場面などもあり、活動の励みになったとのことです。水道部としては、現在派遣要員5班の編成を終了しているとのことです。

### 2016年3月議会 松原のりかず 本会議討論 3

●第1号議案、第16号議案、第17号議案、第60号議案、はマイナンバー関連議案であり、反対します。

●第20号議案 岐阜市職員定数条例の一部を改正する条例制定については、二つの意見が存在することを発言しておきます。

※ 松原のりかず は、第20号議案(定数削減)に反対しました。

裏面につづく

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

表面から

- 請願第1号 安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願 についてです。

戦後、日本国憲法のもとで、戦争によって誰一人殺されなかった、誰一人殺さなかった歴史を私たちはほこりに思う。だからこそ、自衛隊が海外で殺し、殺される事態になることを許すわけにはいかない。

安全保障関連2法は、歴代の自民党政権が憲法上不可能としてきた集団的自衛権の行使、戦闘地域での武器及び燃料などを補給する兵たん活動、戦争状態の地域での治安活動などを可能にし、これら全てが憲法第9条を踏みにじるものである。

との、請願の願意は妥当であり、請願の採択を主張いたします。

- 請願第2号 木曾川水系連絡導水路事業の「継続」を容認しないことを求める請願 について、です。

長良川的环境面での憂慮は、本会議質問での河口堰建設前後の鮎の漁獲量の数値、建設後は建設前の約2割である事が、放流の努力を積み重ねても、その「深刻」を示しています。長良川の温度より5度も低温の徳山ダム下流の水を長良川に流す行為は、更に深刻な悪影響を与えることは容易に想像できます。

別種の河川水の流入により、遡上魚への阻害も心配されますし、導水路を通じた外来生物の進入も考えなければなりません。

また、文化、歴史、観光、経済では、5年前の導水路事業を論議していた時と比較し「清流長良川の鮎」「宮内庁式部職の鵜飼」の価値は大きく向上しました。市民の関心も当然ながら、より大きいものがあります。

願意は妥当であり、請願の採択を主張いたします。



松原のりかず  
☎058-253-2500